

統合報告書分析レポート

統合報告書におけるコンプライアンスの記載

当レポートでは、2018年12月末時点で発行が確認できた319社の狭義の統合報告書※の記載内容を分析し、その動向・潮流等を広く発信することを目的としている。今回は、あらゆる組織に適正な対応が求められるコンプライアンスについて、企業の統合報告書ではどのように記載されているかを調査し、報告する。

※ 狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

<レポートサマリー>

- コンプライアンスについて項目を設けて説明する企業は256社（80.3%）
- 海外グループ会社を含めた取り組みの記載や、有効性のあるKPI設定に課題

近年、企業の不祥事が相次いで発覚し、その内容は不正会計や横領、不正取引、品質不良、環境法令違反、労務管理の不備など多岐にわたっている。これらの不祥事を引き起こす一因として指摘されるのが、コンプライアンス意識の欠如だ。コンプライアンスは「法令遵守（順守）」と訳されるが、遵守すべきは法令だけでなく、企業が独自で定めた社内規範や、倫理的・道徳的な側面を持つ社会規範までも含んでいる。企業が社会において存在し活動していくには、法令や規範を遵守し、適正かつ健全な事業活動を行い、ステークホルダーとの信頼関係を継続的に築いていく必要がある。コンプライアンス違反は築き上げた信頼を壊すことに繋がり、企業にとっては大きなリスクといえるだろう。

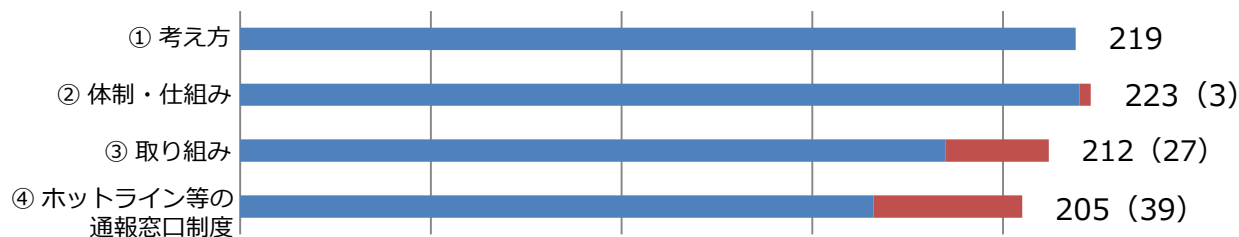
2018年の狭義の統合報告書発行企業319社のうち、「コンプライアンス」というキーワードを用いて何らかの説明を行っている企業は309社（96.9%）であり、各社がコンプライアンスに関

し高い割合で意識を向けていることが分かる。

「コンプライアンス」という項目タイトルを設けて取り組み等を説明している事例に絞っても256社（80.3%）確認でき、1社当たり平均1.2ページを割いている。高い記載割合の背景には、事業展開のグローバル化や企業の社会的責任への注目に起因し、企業に求められるコンプライアンス水準が高まってきていることも一因であろう。なお、統合報告書におけるコンプライアンス項目は、事業活動の土台となる「コーポレート・ガバナンス」や「事業活動の基盤（ESG）」のセクションに掲載される事例が大半を占めていた。

コンプライアンス項目で説明されているのは、①考え方、②体制・仕組み、③具体的な取り組み、④ホットライン等の通報窓口制度に大きく分けられる。これらは次頁のグラフが示す通り、各社とも偏りなく開示しているように見受けられる。

<コンプライアンス項目の記載内容（n=309社）>



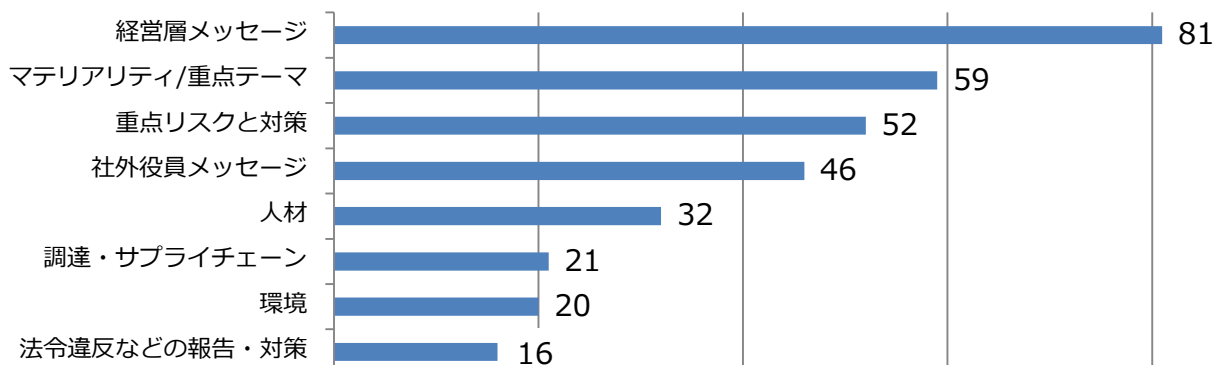
(注) ■ とカッコ内の数字は定量データを記載している社数

一方、それぞれの記載内容を見ると、③の取り組みにおいては海外を含めたグループ会社に関する記載がある事例は46社（14.4%）と比較的少ない。コンプライアンス違反のリスクは新興国を含めグローバルに展開している企業ほど高く、各社がどのように対応しリスク低減を図っているかは投資家の関心事である。こうした観点からも情報開示の範囲はグループ全体に広げ説明すべきであろう。また、同じく③において、定量データとして提示されているのは、従業員向けの研修開催数、研修受講人数・受講率など、比較的容易にデータが収集できるKPIが中心であり、コンプライアンス意識の向上や定着などの深度や有効性が見えにくい。従業員に対するコンプライアンス意識調査の結果を記載する事例は27社のうち3社と少数であり、今後はこうしたKPIの導入も検討する余地があると考えられる。

コンプライアンスに関する情報は、ガバナンスセクションやコンプライアンス項目以外のコンテンツにおいても記載されており、内訳は下記グラフの通りとなった。経営層や社外役員など、経営の監督・執行を担う人物のメッセージのほか、マテリアリティ、重点リスクにおいてコンプライアンスに言及している企業が目立つ。このことは、コンプライアンス・企業倫理の重要性は業態によって異なるものの、企業に求められる責任の範囲が広がる中、重要性が高まっていることの証左であろう。

現在、コンプライアンスは企業にとって存続にかかわる本質的な課題であることは疑いの余地がない。コンプライアンスの軽視や違反によるリスクを適切に管理することにより、健全な企業経営を実現し、さらなる企業価値の向上に繋がることを期待したい。

<コンプライアンスが説明されているコンテンツ※（n=319社）>



※ガバナンスセクションおよびコンプライアンス項目を除く